８新食第１６６１号
令和８年１１月４日

登録更新通知書

CERES CERtification
of Environmental Standards GmbH
代表取締役　　Hans Matzenberger　殿

日本農林規格等に関する法律（昭和２５年法律第１７５号）第３６条において準用する同法第１７条第２項において準用する同法第１６条第１項の規定に基づき、登録外国認証機関として登録が更新されたのでお知らせします。

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）

１　登録更新年月日：令和８年７月５日
２　登録更新番号：第８号
３　認証を行う農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分：有機農産物、有機加工食品（酒類を含む）、有機飼料
４　認証を行う区域：外国（インド共和国を除く）
５　認証を行う事業所の所在地：CERES CERtification of Environmental Standards GmbH　Nürnberger Straße 11,D-91217 Hersbruck, Germany
６　登録の有効期間：令和１２年７月４日まで